

平成 28 年 5 月 30 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者の皆様

上下水道局企画財務課

建設工事の配置技術者の専任期間に係る取扱いについて

建設業法第 26 条の規定により工事現場に配置される主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、請負代金の額（契約金額）が **3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）** 以上の建設工事においては、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています。

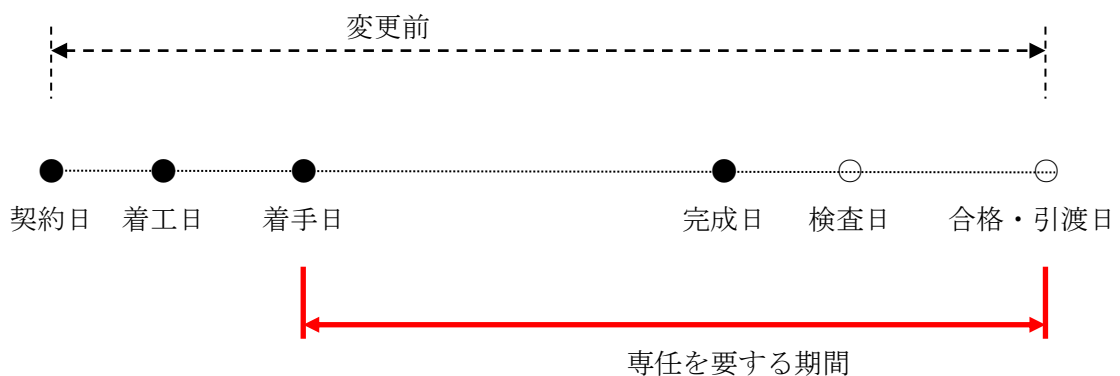
上下水道局では、国土交通省通知「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 74 号）の趣旨を踏まえ、専任を要する期間の始期について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 専任要件の工事の専任を要する期間：工事着手日から引渡日

※ 着手日とは、現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等が開始される（現場施工に着手する）日をいい、着工日（工期の始期）とは異なります。

従いまして、着工日以降であっても、現場施工に着手するまでの期間については配置技術者の工事への専任は要さないこととします。



2 事務手続

(1) 対象工事

請負代金の額（契約金額）が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の建設工事に適用します。

(2) 着手日（または着手期限）の指定

請負契約の締結後、監督職員と受注者の協議により定めませんが、着手日（または着手期限）をあらかじめ決める必要がある場合は、設計図書に記載します。

(3) 着手届

受注者は、現場着手後速やかに着手届（別添様式）を工事課に2部提出してください。

3 適用

この通知による取扱いは、平成28年6月1日から適用します。